

第 1 2 9 号議案

関連資料

《関連資料－ 1 》

四日市市都市計画マスタープランの位置づけ

《関連資料－ 2 》

常磐地区まちづくり構想（概要版）

《関連資料－ 3 》

常磐地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想

決定案の縦覧結果について

令和 6 年 2 月 7 日

四日市市都市計画審議会

三重県都市マスタープラン

四日市市総合計画



都市計画マスタープランのガイドライン

基本的な指針

四日市市都市計画マスタープラン

全体構想

- 概ね20年後の市の将来像
- 土地利用や都市整備などまちづくりの方針
- 土地利用の基準

地域・地区別構想

- 概ね10年間の地域づくりの計画
- ※全体構想の方針に合っている範囲内で、地域の土地利用や整備の計画を盛り込みます

【都市計画まちづくり条例】

都市計画マスタープランが土地利用の基準であることを規定しています

全体構想の方針に合っている範囲で、住民の合意に基づき、地域・地区単位での土地利用や整備の計画が提案できます

地区まちづくり構想

- 地域住民が都市計画マスタープランの地域・地区別構想を提案するものです

反映

地区から提案された「地区まちづくり構想」を基礎に地域・地区別構想を策定することになっています

都市計画マスタープランに合ったものであれば住民などが都市計画を提案できます

公聴会の開催など、市民が都市計画に参加する機会を設けています

部門別計画

- 緑の基本計画
- 道路整備計画
- 住生活基本計画 など

基づく

都市計画の提案

都市計画の決定・変更

目標

土地利用の規制・誘導

都市の整備

市民主体のまちづくり

第65回四日市市都市計画審議会
第129号議案 関連資料—1



常磐地区のまちづくり構想が 策定されました!

(概要版)

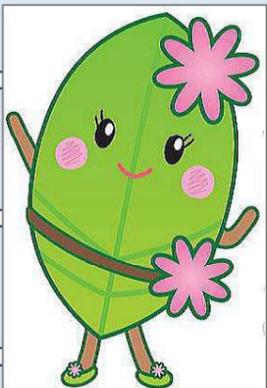
1 常磐地区の将来像

常磐地区の将来に向けては、交通や生活の利便性をさらに活かし、改善しながら、暮らしに潤いを与える水と緑の環境を住民主体で整え、さらに、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう、災害に強く、事故が少なく、福祉が充実している地区となるように、様々なまちづくり施策を講じていくことで、今、暮らしている人が住みたいと思ひ、地区外の人から住みたいと思ってもらえるような地区を創り上げていくことが重要です。

この実現に向けてのまちづくりのキャッチフレーズを次のように定め、委員がそれぞれの部門に別れて検討を重ね、常磐地区まちづくり構想を策定しました。

☆まちづくりのキャッチフレーズ
～住みたいまち 住みたいまち “常磐”～

- ☆安全・安心なまちづくり
安心して暮らせるまち “常磐”
- ☆快適な環境のまちづくり
緑あふれるまち “常磐”
- ☆災害に強いまちづくり
自助の意識が 災害へらす
- ☆福祉が充実したまちづくり
絆で育む常磐の福祉



『ときちゃん (TOKIWA chan)』

今後は、この「常磐地区まちづくり構想」の実現に向けて、構想に記載したそれぞれの方針を、可能となったものから順次、具体的に実施して行く予定としています。

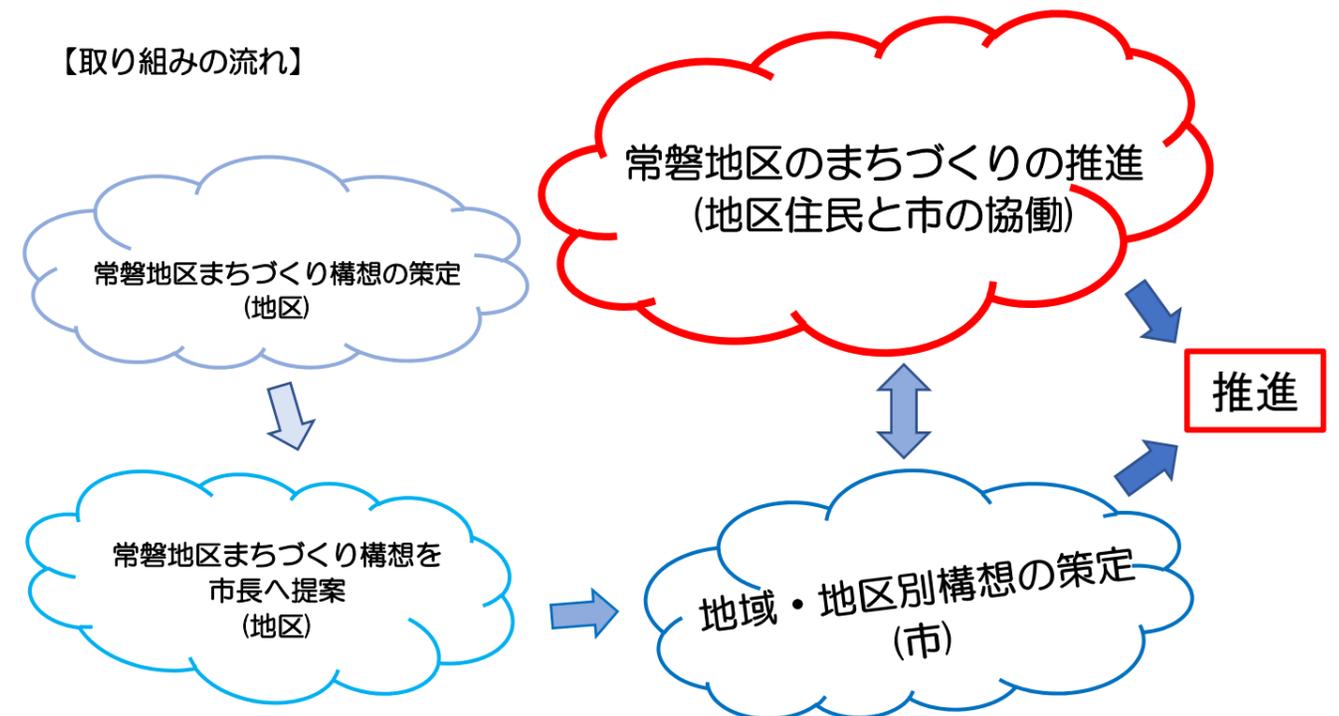
この構想の実現に向けて、地区に住み働く人が一丸となって目標の達成を目指していきますので、常磐地区住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 まちづくり構想の策定経緯

「地区まちづくり構想」とは「四日市市都市計画まちづくり条例」に基づき、地域住民が主体となって地区の将来のまちづくりの目標や方向性を定めたものです。

策定した「地区まちづくり構想」は、地区から市長に提案し、四日市市はこれを受けて、地区住民と協議しながら、概ね 10 年間の地域の土地利用方針やまちづくりの方針を示す「都市計画マスタープラン地域・地区別構想」を策定し、地域住民と市の協働によるまちづくりを進めることとなります。

【取り組みの流れ】



常磐地区では、平成 28 年 6 月に地区で様々なまちづくりに関わっている約 30 名のメンバーで「常磐地区まちづくり構想策定委員会」を結成しました。以降、概ね月 1 回の委員会を開催し、令和元年 7 月までに合計 7 2 回の会議を重ね「常磐地区まちづくり構想」を策定しました。

3 部門別まちづくり構想

①【安全・安心なまちづくり】安心して暮らせるまち“常磐”

まちづくり方針1：交通安全対策が充実している

- ① 生活道路の速度制限 30 km/h のまちを目指します
- ② 渋滞の緩和・解消を進めます
- ③ 車いすでも安全に移動ができ、安全に自転車が通れる道路を整備します

まちづくり方針2：交通弱者のための交通手段が充実している

- ① 公共交通の利用率を上げる取り組みを行います
- ② バス交通の維持・強化に向けた取り組みを行います
- ③ 移動が困難な人の交通手段確保の取り組みを行います



まちづくり方針3：暮らしの利便性と安心が確保されている

- ① 地区内の店舗利用の振興策を検討・実施します
- ② 病院と病院が協調した安心できる医療体制を整えます
- ③ 子どもたちの安全・安心を図ります



まちづくり方針4：幹線道路等の整備が進められている

- ① 千歳町小生線の整備による渋滞を解消します
- ② 永宮松本線の整備による安全性を確保します
- ③ 四日市中央線の暫定整備による安全性を確保します

まちづくり方針5：四日市市で最多の児童、生徒数の常磐を、安全な環境にします

- ① 小学生・中学生の通学路を安全なルートに見直します
- ② 通行量が多い通学路の交差点には信号機の設置を要請します

②【快適な環境のまちづくり】緑あふれるまち“常磐”

まちづくり方針1：常磐地区の唯一の丘陵“松本山”の魅力が引き出されている

- ① 緑豊かな丘陵として整備を進めます
- ② 通学路に覆いかぶさる山側の樹木を整備し、通学児童の安全を確保します
- ③ 常磐住民が楽しめる各種イベントを開催します



まちづくり方針2：緑豊かな環境にし、憩いのスポットを整備します

- ① 三滝川河川敷の機能強化を要請します
- ② 鹿化川沿いを楽しく安全に歩ける遊歩道とするよう整備を進めます
- ③ 河川環境を整備し、良好な自然環境と生態系を維持します



まちづくり方針3：誰もが楽しんで自然や歴史を味わえる“ハイキングコース”がつくられている

- ① 常磐地区の散策コースを設定します
- ② 散策コース上にある休憩・食事場所等のスポットを整備、紹介します
- ③ 自然観察、散策や健康づくりのイベントを企画します



まちづくり方針4：植栽、植樹によりまちに潤いがある

- ① 公園を花いっぱいにし、常磐をやさしくきれいなまちにします
- ② 常磐地区の幹線道路を花いっぱいのやさしくきれいな道路にします
- ③ 花いっぱい活動を広げることで常磐地区に公園の様な空間を増やします

③【災害に強いまちづくり】自助の意識が 災害へらす

まちづくり方針1：住民の防災意識が高まり防災活動が充実している

- ① 自主防災隊を確立し、定期的に訓練を実施します
- ② 防災情報の収集と伝達体制をさらに整えます
- ③ 防災意識高揚のための防災訓練や講演会、講習会等の取り組みを行います



まちづくり方針2：地震に強い住宅を目指し、各家庭での防災対策行動が進んでいる

- ① 災害時に致命的な被害を受けないように家庭内の耐震対策を進めます
- ② 耐震診断・耐震改修など、家屋の耐震対策を進めます
- ③ 家庭における火災予防対策、家庭防災設備の普及を進めます

まちづくり方針3：水害の不安の無い河川の実現のため計画的に対策が進められている

- ① 安全な河川・水路への改修を進めます
- ② 住民参加による河川管理を実現し防災対策の充実と防災意識の向上を図ります
- ③ 赤堀・石塚地区等における避難施設、避難体制の充実を図ります



まちづくり方針4：事業所の協力により高齢者や障害者が安心して避難できる体制ができている

- ① 民間施設の災害時の利用に関する合意形成を進めます
- ② 災害弱者の避難体制と民間施設等を含めた受入施設の確保を進めます
- ③ 避難場所や避難経路の見直しを進めます

④【福祉が充実したまちづくり】絆で育む常磐の福祉

まちづくり方針1：住民の福祉ニーズに直結した介護予防サービスが受けられる

- ① 高齢者を寝たきりにさせない環境づくり
- ② 高齢者一人ひとりの健康意識の向上
- ③ 福祉ニーズの継続的な把握をします



まちづくり方針2：高齢者の介助・介護の多くが地区で担われている

- ① 介護や介助を担うボランティアの育成を行います
- ② 生活支援サービスを整えます
- ③ 住民主体のB型通所サービスの整備に取り組みます



まちづくり方針3：子育て支援が充実している

- ① 学童保育の充実に取り組みます
- ② 新たな子どもの居場所の確保に取り組みます
- ③ 親子が過ごせる場所、子どもたちと高齢者がふれあえる場所を整備し充実させます

まちづくり方針4：障害者と共に生きる地域環境がある

- ① 障害者に対する理解を深める活動に取り組みます
- ② 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を要請します
- ③ 障害者の社会参加の機会を確保します



これは「常磐地区まちづくり構想」の概要を示したものです。構想の詳細な内容を知りたい方は、常磐地区まちづくり協議会（059-352-1852）にお問い合わせください。

2019年8月 常磐地区まちづくり構想策定委員会

常磐地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想の決定案の縦覧結果について

○決定案の縦覧結果について

縦覧期間	令和5年11月27日(月)～令和5年12月11日(月)
縦覧場所	都市計画課、常磐地区市民センター
縦覧者の数	8名
意見書の数	1通

○意見の内容と意見に対する考え方(要旨)

意見の内容	意見に対する考え方
<p>3-1-(2) 生活道路の交通安全対策(P. 3)</p> <p>◆ゾーン30プラスによる速度規制などの方策において、ときわ三丁目や四丁目という固有名詞ではなく、常磐西小学校校区と幅広い範囲にされたい。</p>	<p>(当初記載) 流入する通過車両が見られるときわ三丁目や四丁目については、歩行者の安全確保に向け、ゾーン30プラスによる速度規制などの方策について、地域と関係機関ともに検討します。</p> <p>(変更内容) 常磐西小学校校区内等に流入する通過車両については、歩行者の安全確保に向け、ゾーン30プラスによる速度規制などの方策について、地域と関係機関とともに検討します。</p> <p>【考え方】 常磐小学校校区にて、令和元年度にゾーン30、令和5年度にゾーン30プラスが実施。 また、常磐地区まちづくり構想推進委員会にて、通過車両が多く、速度規制などの対策が必要と挙げられた、ときわ三丁目や四丁目などの地域は、常磐西小学校校区であることから、頂いたご意見を踏まえて、地区でお示しいただいた地域含め、幅広く対応するため、常磐西小学校校区内においても、歩行者安全対策に努めていくよう、今回の記載内容とした。</p>